

三鷹市社会福祉協議会訪問介護事業所
障害者総合支援

居宅介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスの相談窓口
三鷹市社会福祉協議会訪問介護事業所
電話 0422-79-3509（月曜から土曜の午前9時から午後5時）
※時間外は管理者の携帯に転送されます。

2. 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	三鷹市社会福祉協議会訪問介護事業所
事業所所在地	三鷹市新川6-37-1 三鷹市中央防災公園・元気創造プラザ3階 福祉センター内
電話番号	0422-79-3509 ※業務時間外は携帯電話に転送
サービス提供地域	三鷹市・武蔵野市・小金井市・調布市・府中市・世田谷区・杉並区
事業所番号	1312700063

(2) 職員体制

管理者	1名
サービス提供責任者	3名
訪問介護員（介護福祉士、初任者研修修了者、ふれあい支援員等）	約25名
事務職員	1名

(3) サービスの提供時間

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00
平日	○	相談による	相談による
土・日、祝祭日及び国民の休日、12/29～翌年1/3	相談または必要と認められる場合のみ		

3. サービス内容

相談支援専門員が作成したサービス等利用計画に基づき、下記のサービス内容から居宅介護計画を作成して、サービスを提供します。居宅介護計画は、障害福祉サービス受給者証に記載された介護給付費の支給決定内容に基づき、利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的内容や実施日などを記載します。医療及び看護業務（浣腸、摘便など）は行えません。

(1) 身体介護

食事、入浴、排泄、清拭、整容、着替え、体位交換、車いすなど移動介助

(2) 家事援助

買い物、調理、掃除、洗濯など

(3) 通院等介助（身体介護を伴う／伴わない）

4. 利用料

(1) 利用者負担額

別紙料金表のとおり総費用額の1割を負担します。ただし、所得に応じて設定されたひと月あたりの上限額を超えて負担することはありません。1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと同時に2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2人分の利用者負担額をいただきます。

(2) 加算

障害者総合支援法により、初回加算、緊急時加算を算定します。

(3) 実費負担

サービス提供地域以外で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費（実費）をいただきます。

(4) キャンセル料

利用者がサービス実施日の前日の午後5時までに通知することなくサービス利用を中止した場合、別紙の料金をお支払いいただきます。ただし、利用者の病変、急な体調不良などやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

5. 利用料等の支払い方法

利用当月分の合計金額を翌月20日までにご連絡いたしますので、口座振替（自動引き落とし）にて月末にお支払いいただきます。

6. サービス利用方法

(1) 事業者の説明と契約

事業者が運営方針、サービス提供方法等を利用者に説明し、利用者が同意した場合、利用契約を結びます。契約の有効期間は、契約日から介護給付費支給決定期間の終了日です。ただし、引き続き介護給付費の支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合、自動更新されるものとします。

(2) 居宅介護計画作成

事業者がサービス等利用計画に基づき居宅介護計画を作成します。利用者が居宅介護計画に同意した場合、居宅介護計画に沿ってサービスの提供を開始します。

(3) サービス等利用計画変更の援助

事業者は利用者がサービス等利用計画の変更を希望する場合、相談支援専門員への連絡等必要な支援を行います。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に利用者の都合により、サービスを中止、変更、追加することができます。この場合、サービス実施日の前日午後5時までに事業者に申し出てください。利用予定日の前日午後5時までに通知することなく、サービスを中止した場合、キャンセル料をお支払いいただきます。中止、変更、追加の際は、速やかにご連絡ください（連絡先：0422-79-3509）。

(5) サービス内容の記録

事業者はサービスを提供した日時及び内容等を記録し、利用者の申し出によりその情報を利用者に提供します。

7. サービスの終了方法

(1) 利用者の都合で終了する場合

解約希望日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

(2) 事業者の都合で終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合、終了1ヶ月前迄に文書で通知いたします。

(3) 自動終了となる場合

- ①利用者が施設に入所した場合
- ②介護給付費の給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合
- ③利用者がお亡くなりになられた場合

(4) その他

- ①事業者が以下の内容に該当した場合、利用者は文書で通知することなく、サービスを終了することができます。
 - ・ 正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・ 守秘義務に反した場合
 - ・ 利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・ 破産した場合
- ②利用者が以下の内容に該当した場合、事業者は文書で通知することなく、サービスを終了することができます。
 - ・ サービス利用料等の支払いが2カ月以上遅延し、催告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合
 - ・ 利用者やご家族が事業者に対し、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

8. 感染症及び災害発生時の対策強化と業務継続に向けた取り組み

- (1) 感染症の発生およびまん延等を防止するため、指針の整備、対策委員会の開催、研修・訓練を実施します。
- (2) 感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施します。

9. 虐待防止の推進について

虐待の発生・再発を防止するため、指針の整備、対策委員会の開催、研修を実施し、担当者を定めます。

10. ハラスメント防止について

ハラスメントを防止するための方針を明確にし、必要な対策を実施します。

11. 身体拘束等の禁止について

- (1) サービス提供にあたり、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、理由、その他必要な事項を記録します。
- (3) 身体拘束等の適正化を図るため、適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底します。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、適正化を図るための研修を定期的に実施します。

12. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所相談・苦情担当

電話 0422-79-3509 FAX 0422-71-2053

(2) 当事業所以外に、下記の窓口で苦情を伝えることができます。

- ①三鷹市社会福祉協議会 苦情解決窓口

電話 0422-46-1108 FAX 0422-49-8437

②東京都社会福祉協議会

福祉サービス運営適正化委員会

電話 03-5283-7020 FAX 03-3268-2148

13. 当協議会の概要

名称・法人種別	社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会
代表者	会長 亀谷 二男
所在地・電話番号	三鷹市新川6-37-1 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ3階 福祉センター内
	電話 0422-46-1108
	FAX 0422-49-8437

定款に定めた事業

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 前3号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 資金貸付（イ奨学資金、ロ応急援護資金、ハ社会事業資金） (8) 生活福祉資金貸付等相談事業 (9) 放課後児童健全育成事業の経営 (10) 老人居宅介護等事業の経営 (11) 障害福祉サービス事業の経営 (12) 移動支援事業の経営 (13) 福祉サービス利用援助事業の経営 (14) 老人福祉センターの運営 (15) その他この法人の目的達成のため必要な事業

事業所数 居宅介護支援事業所1ヶ所 訪問介護事業所1ヶ所